指定訪問リハビリテーション開設に対する補助制度
の創設について

京 都 府 健 康 福 祉 部
リハビリテーション支援センター

1　趣旨

訪問リハビリ事業所について、新規開設に要する初期投資等の一部を補助することにより、新規開設、事業拡張を促進し、もって通院が困難な住宅療養者が訪問リハビリサービスを受けられる環境を整備する。

2　補助対象事業者

①保険医療機関である病院又は診療所の開設者（開設予定者を含む。）で、訪問リハビリテーションに係るみなし指定サービスを実施しようとするもの（一定期間（＝概ね１年間）の活動休止後の再開を含む。）

②介護老人保健施設の開設者（開設予定者を含む。）で、指定訪問リハビリテーションの事業者指定を受けようとするもの

③既設の指定訪問リハビリテーション事業者で、当該事業所の運営規定に定める理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数を増やそうとするもの（訪問リハビリテーションの従事者が常勤換算で１．０以上となる増員に限る。）

3　補助対象経費等

	対　象　経　費	補助基準額	補助率	備　　考
新規開設	新規開設に伴う設備整備に必要な備品購入費 (例) 物理療法機器、訪問専用車両、事務机、電話・ファックス、パソコン等	3，000 千円	１／２	交付額は対象経費の実支出額と補助基準額とを比較し、低い方の額に補助率を乗じて得た額
事業拡張	訪問専用車両の購入に係る費用	1，000 千円	１／２	

4　所要経費

２０，０００千円　（新規開設：１，５００千円×１０カ所
事業拡張：５００千円× 10 カ所）

5　財源等

地域医療再生臨時特例基金繰入金を活用